

## 不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部住宅政策課（民間住宅助成）（06-6208-9225）
処分課(担当)名	同上
処分の名称	特定優良賃貸住宅等の建設及び管理の改善命令
概要	特定優良賃貸住宅等とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等の居住の用に供するため、住宅供給公社が本市から供給計画の認定を受けて建設した賃貸住宅をいいます。 市長は、認定事業者が認定を受けた供給計画に従って特定優良賃貸住宅等の建設又は管理を行っていないと認めるとときは、当該認定事業者に対し、改善命令を行う場合があります。
根拠法令等 及び条項	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条 ②地域優良賃貸住宅制度要綱第15条 ③特定優良賃貸住宅等供給促進事業（大阪市住宅供給公社）制度要綱第21条の4
処分基準	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について（平成5年7月30日建設省住管発第4号・建設省住建発第110号）記の4の(3) ③地域優良賃貸住宅制度要綱第15条 ④特定優良賃貸住宅等供給促進事業（大阪市住宅供給公社）制度要綱第21条の4
ホームページ	
備考	